

○松山市議会傍聴規則

平成18年3月27日

議会規則第1号

松山市議会傍聴規則（平成9年議会規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第2条 傍聴席は、一般席と市政記者席とに分ける。

（傍聴の受付）

第3条 一般席で会議を傍聴しようとする者は、傍聴受付に申し出なければならない。

2 前項の場合において、20人以上の団体が会議を傍聴しようとするときは、事前に、団体の名称及び人員並びに代表者又は責任者の氏名及び連絡先を議会事務局に申し出なければならない。

3 市政記者席で会議を傍聴することができる者は、議長があらかじめ認めた市政記者とする。

（入場の制限）

第4条 議長は、傍聴席が満員となったときその他必要があると認めるときは、傍聴を制限することができる。

（議場への入場禁止）

第5条 傍聴人は、議場に入ることができない。

（傍聴席に入ることができない者）

第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれのある物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 旗、のぼり、プラカードの類及び拡声器その他示威宣伝の用に供される物を持っている者
- (4) 引率者のない12歳未満の者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 議事の妨害になるような示威宣伝又は扇動に類する行為をしないこと。
- (4) 携帯電話その他の通信機器は、着信音等を発しない措置をとること。
- (5) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者については、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

この規則は、平成18年5月25日から施行する。